

## 地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域と量の見込みについて

地域子ども・子育て支援事業の各々について設定する教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。〈第1回 幼児教育・保育部会資料3 再掲〉

### 〈幼児教育・保育部会において調査審議を行う 量の見込みを定める必要がある地域子ども・子育て支援事業〉

地域子ども・子育て支援事業	該当する本市事業等	調査審議事項	
		提供区域案	量の見込み
利用者支援に関する事業	市町村の窓口等の身近な場所において、相談に応じて必要な情報の提供・助言や関係機関との連絡調整を行う事業	第二次区域 (区・支所域)	別添資料 参照
時間外保育事業	延長保育	第三次区域	別添資料 参照
一時預かり事業	一時保育 (家庭で保育される小学校就学前の児童が対象)	第三次区域	—
	幼稚園における預かり保育 (幼稚園入園児が対象)		—
病児保育事業	病児・病後児保育事業	第一次区域 (全市域)	別添資料 参照

量の見込みについては、今回いただいた御意見を反映し、次回の幼児教育・保育部会において、改めて御議論いただきます。